第19回みんなのタウンミーティング会議報告

- 1 開催日時 令和6年7月24日(水)午後7時00分~8時30分
- 2 開催場所 オンライン
- 3 参加者 市長及び市民4名
- 4 会議次第 (1) 開会
 - (2) 市長あいさつ (市政報告)
 - (3) 懇談 (フリーテーマ)
 - (4) 閉会

5 懇談内容要旨

	件名	ご意見・ご要望等	市長からの回答等
1		んですが、都市計画道路というのは具体的にどの辺の道路を 指しているのか、ちょっとお教えいただきたいです。自分の	合っています。少し丁寧に御説明をいたしますと、まず、今から約8年前に、東京都のほうで優先整備路線を位置づける事業計画というのが定められて、その中で小金井市の2路線というのが優先整備路線に指定されました。その2路線のうち、まず一つは連雀通りです。連雀通りを三鷹のほうから小金井に入ってきて、そのまま武蔵小金井に行くときに斜めに上がっていくじゃないですか。ここを斜めに上がらず、真っ直ぐ行って、西にずっと抜けていく道路として、3・4・1号線という道路が計画されているんです。連雀通りからずっと真っ直ぐ行って、新小金井街道までぶつかる、結構長い整備路線です。それがまず1本です。もう1本は、栗山公園とか、あの辺り沿いを南北に走っている東大通りのところです。東大通りは南に行って、連雀通りのところで丁字路になっていると思うんですけども、それをそのまま南へ抜けて、はけを下って、野川を越えて、東八道路まで接続するという道路です。それが3・4・11号線という道路となります。いずれにしても、その2本とも、国分寺崖線・はけをまたぐ形になりますし、自然環境への影響もあります。武蔵野公園や野川の辺りというのは生態系として非常に良い状況にあると各種報告されておりますので、自然環境、生態系の環境、こういったものを壊してしまうんじゃないかという懸念もあり、市議のほうでも何年も前から、何度も東京都へ意見書を出しているという状況です。この道路に関しては、私としても見直してはといったものを壊しているという次況です。とい、東京都としても、これまでいろんなプロセスを経て位置づけているとと、小金井市としても都市計画マスタープランというところに、そういう都市計画道路を見直すのであれば、こういっプロセスが必要ですというのが書いてあるんです。その都市計画道路について検証するということになった次第です。
		等を行って、生態系などに何か影響が及ぶような話にもなっていくのでしょうか。	まず、もう60年以上前に都市計画道路という線は引かれています。それは国の決定も含めて位置づけられている路線ですので正確に言うのは難しいんですけど、今、都市計画道路に設定されている線上に家が建ったりはしているんですが、そこは一定の資産の減免があります。都市計画法でそういうふうに位置づけられています。それに沿って、一応、道路をつくる予定という線が引かれてあって、それに基づいて、今回、東京都はその2路線というのを優先整備路線として設定しました。あくまで設定してある線に沿って道路をつくるということになっているんですけど、一番懸念しているのは、さっき言ったような、はけの自然もしくは生態系を破壊するというか、今ある環境を壊してして、さっさまです。そして、その2路線にいずれとも現道がないということです。単に道路の大きにはなくて、引かれている2路線にいずれとも現道がないんですね。新たに、なりますので、正直、どれぐらい時間が掛かるのかということも含めて考えると、今の状態ではなく、先の状況、社会を考えた上で検討するべきではないかということは、私は市議会議員のときからずっと申し上げてきたところだったんです。ただ、「その道路ができたほうが便利になる」という声があることは否定できないです。また、もともと都市計画法のプロセスで定められた、都市計画道路をつくるという線が引かれてあることについては、否定できる状況ではありませんので、小金井市として、本当にその道路が必要なのかどうかということの検証も、そういった意味も含めて行うということになります。正直、色々と悩ましいところはあります。

	件名	ご意見・ご要望等	市長からの回答等
2	市職員の経験者採用について	小金井市の職員採用試験についてです。2年ぐらい前まで、12月下旬から1月上旬にかけて経験者採用をやっていて、それが昨年度はなかったと思うんですが、人員等の関係もあると思うんですけれども、もし今年度もあればありがたいなと思い、要望させていただきました。	今、明確に答えられませんが、かつて、そういうことをやっていたことは知っていたので、それを 是非やってほしいという御意見ということでよろしいですかね。こちらは御意見として受け止めさせ ていただきます。 採用については、今、ある意味、人材の確保も難しい状況になっています。ただ、いろんな体制や 状況の変化もあったりしますので、専門職については状況に応じて、年度の途中でも採用するという こともやったりはしておりますが、過去の経験者採用はどういうふうにやっていただとか、その辺も 確認しておきたいと思います。
3	カスタマーハラスメント対策 について	カスタマーハラスメント対策で、職員の顔写真と氏名を、 平仮名の名字だけにしたということでしたが、どんな効果が あってされているのでしょうか。過去に、カスタマーハラス メントで実際にこんなことがあったという時の対策として、 こうしたんでしょうか。それを教えていただきたいです。 カスタマーハラスメントって、飲食店等に多いという印象 があったんですけど、名札に関しては簡単に名字だけだった りするので、カスタマーハラスメントに効果が出るかなとい うことが気になっていたので、質問させていただきました。 カスタマーハラスメントは、個人的には問題視しているとい うか、「どうにかならないかな」と考えています。	カスタマーハラスメント対策として今回表記を変えましたが、御質問いただいたように具体的に何かあったかというと、私が知る限り、大きな問題になったというのは、小金井市役所の中では聞いていません。ただ、例えば、「市長へのEメール」という、市に対して御意見もしくは御質問を出していただくシステムがあるんですけれど、そこにも個人名で、「どこのどの担当の誰々という職員がこんなことをしたのでクレームです」というような御意見をいただくことがあります。それはどちらかというと、ちょっと辛辣な書き方をされるケースもあって、実際にその担当に確認してみると、ちょっとニュアンスが変わって表現されていたということはあります。今、SNS等で気軽に誰でも情報発信できるようになりましたので、他の自治体では、職員の名前をさらしてSNSに書き込むようなこともあって、職員も怖がってしまっています。地方公務員はなりたくない職業という風潮もあって、実際に今、国家公務員もそうですけど、地方公務員も成り手が少なくないでいます。そもそも労働者人口が減っているのでどうしようもないかもしれないですが、公務員は「安定している」というのは一つあるんですけど、「公的な立場で仕事をする憧れ」というのも本来あったはずなのに、「職員には何でも言っていい」みたいな、そういうマインドでコミュニケーションを取られる方も中にはいらっしゃいます。そういう意味で、職員に安心・安全な環境で働いてもらうために、こういう対応しようということを決めました。実は今、全国的に同じような変更をしているところが多くなってきています。
4	マイナポータルで申請できる 内容について	小金井市のマイナポータルでできるオンライン申請について、オンラインで完結する割合がどれぐらいになっているのかということと、それは他の自治体と比べてどんな進み具合なのかということを、もし御存知であればお聞きしたいです。	いま正確には答えられないのですが、突出してそういうものが進んでいるかというと、そうではないですが、平均的に、どの自治体も大体やっているものについては、同じようにできるという認識ではおります。 市ホームページの「電子申請について」というところから入ると、「マイナポータルを使用したオンライン申請」というまとまった情報があります。これは、入っていかないと分からないので、もっと分かりやすくしたほうがいいですね。ついでの話ではないんですけど、来年度ホームページをリニューアルするように今動いているところです。ホームページ自体が分かりにくいということは、かねてから言われておりましたから、例えば電子申請とかも、すぐ入り口が分かるようにするとか、そういうことも改善項目ですね。
5	東京都知事選挙について	市としてはこの人がよかったな」みたいなことはあったんですか。この人が当選してくれたほうが市にとっては恩恵があ	誰が都知事になるかによって影響があるかというのは、小金井だけの話ではなくて、都知事は東京都全てを運営する立場としていらっしゃるので、多分、いろんな政策、いろんな分野において恐らくあるとは思います。 小池都知事は、子育て政策を含めて、DX、デジタル化、こういったところに非常に力を入れてこられたので、そういった面で、小金井市民も含む都民全体として、良い結果になっている部分は評価できると私は思っております。

	件名	ご意見・ご要望等	市長からの回答等
6	住民投票について	先ほど住民投票という話があったと思うんですが、小金井市では、そういった投票をオンラインで行うなど検討されていますか。また、住民投票は、市民団体が何かをするんですか。	住民投票について、例えばオンラインで行うかということを小金井市で具体的に検討したことはないです。住民投票というのは、かなり重たい取組でもあります。今回は、新庁舎や福祉会館の建設について、A案かB案かというのを住民投票でやろうという提案の条例なんですけども、まだそこまでは進化してないです。 ちなみに今回の件は、請求される方々が住民投票条例の中身をつくってきて、その請求を受けるんですけど、その投票の仕方というのは、郵送投票という立てつけになっています。市民団体のほうが条例をつくって、それを提案してきている。署名数をクリアしたので、その条例をそのまま提案しているので、私はその条例の中身を変えることはできないんです。
		条例の請求権で住民投票を行うこと自体も、条例で新たに 決めなければいけない状況なんでしょうか。	そうですね。市民団体としては、今の設計案に対して納得してない部分があるので、それを変えたいという思いがあって、「条例をつくって住民投票をやってみたらどうか」という提案ではあるんです。今回の住民投票条例の直接請求というのは、さっき言ったように地方自治法に定められている制度で、有権者の50分の1、要するに2%の署名を集めれば条例を請求できるという仕組みです。一方、小金井市の条例で定められた市民投票制度というのがあるんですけど、それは、13分の1の署名を集めることが条件になりますので、有権者が約10万人であれば、1万3,000筆の署名を集めれば、自動的にその投票をやるということになります。要するに、議会に諮る必要がないんです。ただし、1万3,000筆の署名を集めるというのは非常にハードルが高いので、その制度ができてからもう20年近く経ちますけど、まだ1回も行われていないです。